

第3回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム
(平成28年12月9日)における主な意見(案)

【別添資料1 到達目標(たたき台)】

- 公認心理師としての職責の自覚」の内容に、「人権の保障と利用者の最善の利益」を追加するべきではないか。
- 法的な意味の倫理である「1-2. 倫理」とは別に、「支援に必要な倫理」という項目を追加するべきではないか。
- 対象者を中心に対応する姿勢等について、到達目標に追加するべきではないか。
- 「2. 問題対応能力と生涯学習」に対応する科目として、別添資料2の大学及び大学院における必要な科目(たたき台)に「心理学基礎実験演習」や「卒業論文」という科目を追加するべきではないか。
- 「3. 多職種連携」の内容に多機関連携や地域連携を追加するべきではないか。
- 「コンサルテーションできる」という内容を、「3-2. 現場での実習において、チームの構成や各構成員の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。」に追加してはどうか。
- 「4. 心理学の成り立ち及び概論」を「4. 心理学・臨床心理学の成り立ち及び概論」と修正してはどうか。
- 「5. 心理学における研究」の内容に、「心理学基礎実験演習」や「卒業論文」を追加するべきではないか。
- どのような手法(実験や卒業論文など)で、どの目標を達成するかは、各大学で決めることではないか。
- 「神経心理学」と「比較心理学」という科目を学習することで達成できるような目標を、「9. 脳・神経の働き」の内容に追加してはどうか。
- 「比較心理学」については、「11. 発達」の内容に含まれているのではないか。
- 現場では高次脳機能障害へのアプローチは重要であるため、高次脳機能障害を追加するべきではないか。
- 高次脳機能について「9. 脳・神経の働き」に「9-3. 高次精神機能の神経基盤について概説できる」という内容を追加するべきではないか。
- 「13. 心理状態の観察及び結果の分析」の内容に、「アセスメント」や「行動観察を身に付けること」についても記載するべきではないか。
- 「13-3. 心理検査には限界があることを説明できる。」では内容が不足しているため、「心理検査の作成過程について理解し、その結果数値の適用に伴う限界について説明できる。」と修正してはどうか。
- 「14-1. 臨床心理学の歴史、概念、諸理念等を概説できる。」を4-3にしてはどうか。
- 公認心理師になってから報告書を書くことがあるため、報告書を書ける

こと自体が重要である。「報告書を書く」という項目を追加するべきではないか。

- 「14-6. 支援を実施した内容等について、適切に記録と報告を行うことができ、支援の効果を客観的に調べる方法を身につける」としてはどうか。
- 「客観的に調べる方法」を「振り返り」として追加してはどうか。
- 「16-1. 福祉現場における心理に関する支援の理論と手法を概説し、実施することができる。」のように「17. 教育に関する心理学」の文末も「実施することができる」としたほうがよいのではないか。
- 到達目標における「概説できる」ことを求める項目は講義で学習し、「身につける」ことを求める項目では実験や実習を行うべきではないか。
- 「身につける」ことを求める項目は試験が難しいため、教育課程において結果を確認するべきである。
- 16～19は臨床心理的な場面の内容であるため、「～に関する心理学」ではなく、「～に関する心理学・臨床心理学」としたほうがよいのではないか。
- 「20-2. がん」を「20-2. がん・難病」としてはどうか。
- 「21. 精神疾患とその治療」を「21. 精神疾患とその医療」としても良いのではないか。
- 「21-1. 代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から説明できる」の「代表的な」は外してもよいのではないか。
- 「21-1. 代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から説明できる。」を「21-1. 精神疾患及び関連する病態について、病態、症状、診断、治療及び経過等を説明できる」と修正してはどうか。
- 21に「精神保健福祉医療の現場におけるさまざまな支援について説明できる」という内容を追加してはどうか。

【別添資料2 大学及び大学院における必要な科目（たたき台）】

- 「㉑心理演習」に「心理学基礎実験演習」や「卒業論文」の科目を追加してはどうか。
- 単位や時間数は例ということだが、「㉒関係行政論」の6単位90時間は多すぎるのではないか。各分野の科目に関係法規は含まれているため、「㉒関係行政論」は2単位30時間で十分ではないか。
- 「㉓心理実習」の6単位270時間は多すぎるのではないか。
- 大学での科目に「臨床心理学概論」、大学院での科目に「臨床心理学特論」を追加すべきではないか。
- 「㉔心理検査法」という名称では内容が心理検査に限定されるので、より広い概念を意味するよう「アセスメント」と修正してはどうか。
- 「㉕-3 コミュニケーション」について、「㉕-3 コミュニケーションとコンサルテーション」と修正してはどうか。

- 「⑫-4 心理療法やカウンセリングの限界」を「⑫心理学的支援法」の他の項目に加え、⑫-4 には「生活の場面を視野に入れた心理的支援」といった意味合いの言葉を追加するべきではないか。
- 「⑫-22 さまざまな心理療法やカウンセリングの歴史、概念、意義、適応」の後に「及び限界」を追加してはどうか。
- 「⑫-6 支援内容等の適切な記録」の後に「報告」を追加してはどうか。
- 「⑦神経生理・生理心理学」に「神経心理学」を追加してはどうか。
- 「①公認心理師概論」は「①臨床心理学概論」に修正すべきではないか。
- 「①公認心理師概論」は公認心理師の職責を学ぶ科目の想定であるので、「臨床心理学概論」にはできないが、名称は変えてもよいのではないか。職責論や職能論ではどうか。
- 「教育心理学」と書いてしまうと、教職のための心理学となるのではないか。
- 「B. 心理学発展科目（応用心理学）」を「B. 心理学発展科目（臨床心理学）」と修正してはどうか。
- 大学では公認心理師に関する科目以外にも、教養などを幅広く学ぶべきであるので、現在の案全てを履修した場合に想定される取得単位数 56 単位は多すぎないか。大学の科目を大学院にもっていけばよいのではないか。

【資料1 公認心理師カリキュラム等について（たたき台）】

（実習演習の概念）

- 大学の心理学基礎実験演習は「(C) 演習」に含まれるのではないか。
- 「(A) 実習の中心となる内容」や「(B) (A) に付随する内容」及び「(C) 演習」の範囲があいまいではないか。
- 実習施設で動画を見るというのは学生に責任がなく、「(C) 演習」に含まれるべきである。
- 患者の人生を決めるような面接や検査は、実習ではできないのではないか。しかし面接ではなく、例えばベッドサイドでの対話なら可能ではないか。
- スーパービジョンの工夫が重要ではないか。程度は小さくても大学で実習を行えば良いのではないか。
- 「(A) 実習の中心となる内容」を面接や検査の実施に限定するべきではないのではないか。
- 大学と大学院でそれぞれ行うべき内容を分けて示すべきではないか。

（実習演習科目の単位数や時間数の規定）

- 大学における実習では見学しかできないため、実習時間は 30 時間程度でよいのではないか。大学卒業後に大学院や実務経験で深く学んでももらえればよいのではないか。

- 大学及び大学院でそれぞれの単位数、総単位数のみ決めることとしてはどうか。
- 大学における実習科目の履修すべき最低単位数を決めるべきではないか。

(実習を実施する施設の種類や数等)

- 利用者の安全を担保するためには、学内相談室での実習でケースを担当することが重要ではないか。
- 公認心理師は汎用性のある資格のため、医療機関及び学内相談室での実習のみでは学ぶべき内容が足りないのではないか。
- 学内相談室での実習と学外の施設で実習は両方必要ではないか。
- 医療機関での実習は重要であるため、必修としてよいのではないか。
- 大学の時に3か所くらいは見学すべきではないか。
- 大学にとって実習施設の確保が難しい場合もあるのではないか。特に司法分野や産業分野がどこまで可能なのか分からないため、必修とする実習施設の数あまり増やさないほうがよいのではないか。
- 必修とする実習施設の数減らしすぎるのもよくないのではないか。

以 上